

## No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第5号)

平成19年6月13日

### 1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	中 村 定 志	議員	4番	杉 浦 光 男	議員
5番	榊 原 杏 子	議員	6番	山 盛 左 千 江	議員
7番	三 浦 桂 司	議員	8番	平 野 龍 司	議員
9番	山 田 英 明	議員	10番	石 橋 敏 明	議員
11番	平 野 敬 祐	議員	12番	村 山 金 敏	議員
13番	前 山 美 恵 子	議員	14番	一 色 美 智 子	議員
15番	松 山 廣 見	議員	16番	安 井 明	議員
17番	伊 藤 清	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	坂 下 勝 保	議員	20番	矢 野 清 實	議員
21番	月 岡 修 一	議員	22番	石 川 清 康	議員

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
収 入 役	辰 野 勝 五 君	教 育 長	青 木 三 芳 君
企画部長	宮 田 恒 治 君	総務部長	山 本 末 富 君
市民部長	後 藤 学 君	健康福祉部長	寺 嶋 正 男 君
経済建設部長	山 崎 力 君	出納室長	野 村 義 二 君
消 防 長	近 藤 和 則 君	教育部長	野 田 誠 君
総務部次長 兼総務課長	平 野 隆 君	市民部次長 兼環境課長	柴 田 二 三 夫 君
健康福祉部次長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部次長	高 橋 芳 行 君

兼高齢者福祉課長

兼下水道課長

企画政策課長 横山孝三君

財政課長

加藤隆之君

監査委員事務局長 近藤伸之君

## 5. 議事日程

### (1) 議案質疑・委員会付託

議案第 33 号 工事請負契約の締結について(校舎増築等工事)

議案第 34 号 豊明市税条例の一部改正について

議案第 35 号 豊明市都市計画税条例の一部改正について

議案第 36 号 豊明市有料駐車場条例の一部改正について

議案第 37 号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

議案第 38 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第 39 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について

議案第 40 号 平成 19 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第 41 号 平成 19 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)について

## 6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

### No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第 33 号から議案第 41 号までの9議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 33 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

**No.3 ○13番(前山美恵子議員)**

学校の校舎増築事業についてなんですけれども、1階が児童クラブ、2階以上が学校の教室ということになるんですが、授業が終わって、低学年は児童クラブ室に行き、2階以上では授業するというので、これの障害になるようなことがあるのではないかと、ちょっと危惧するんですけれども、児童クラブ室はどういう設備、防音というか、そういうような対策は打たれているのでしょうか。

**No.4 ○議長(堀田勝司議員)**

前山議員、工事の請負契約の件でありますので、中身ではありません。

**No.5 ○13番(前山美恵子議員)**

中身はだめですか。

**No.6 ○議長(堀田勝司議員)**

はい。

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

**No.7 ○議長(堀田勝司議員)**

これにて、議案第 33 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 34 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

**No.8 ○13番(前山美恵子議員)**

信託法の改正についてでありますけれども、こういう措置をされたことによって、対象件数がどれくらい増えて、影響額というのはどれくらいかというのが、当市でわかるでしょうか。お願いします。

**No.9 ○議長(堀田勝司議員)**

答弁を願います。

山本総務部長。

**No.10 ○総務部長(山本末富君)**

信託法の改正によりまして、まず国税の方の法人税が課税されます。その法人税の課税を受けて、市県民税の中の法人市民税が課税されるものでございますが、税務署に現在問い合わせをしておりますが、税務署の回答の方も、実際始まってみないと法人税の申告がどの程度出てくるかがわからないと、そのような状態でございますので、現在市税の方もどのくらい件数が出て、どのくらい税額が増えるかというのは、まだつかみ切れておりません。

以上でございます。

**No.11 ○議長(堀田勝司議員)**

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

**No.12 ○議長(堀田勝司議員)**

これにて、議案第 34 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 35 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.13 ○議長(堀田勝司議員)**

これにて、議案第 35 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 36 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.14 ○議長(堀田勝司議員)**

これにて、議案第 36 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 37 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.15 ○議長(堀田勝司議員)**

これにて、議案第 37 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 38 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.16 ○議長(堀田勝司議員)**

これにて、議案第 38 号の質疑を終わります。  
続いて、議案第 39 号について質疑をお受けいたします。  
質疑のある方は挙手を願います。  
山盛左千江議員。

**No.17 ○6番(山盛左千江議員)**

今回は基幹事務の総合的なシステムの入れかえということですので、各課に分かれておりますけれども、この場をおかりいたしまして、質疑をさせていただきます。  
まず、今回の補正予算の当初のシステムに関係する部分ですが、当初の予算額は幾らになるのでしょうか。  
それから今回、システムを入れかえることによる新しいリース料の総額は幾らになり、差し引き幾らの補正増になるのかということをご説明いただきたいと思います。  
それから、今回のシステムの入れかえに要する総事業費は幾らで、リースの期間は何年なのか。  
それから、契約の内容についても、簡単に説明をいただきたいと思います。  
この金額を積算されるに当たりまして、各課それから情報推進係ではどのようにチームワークというか、連携をして、この積算額を見積もられたのかとか、その進め方についてもご説明をいただきたいと思います。  
もう一つ、ほとんどがシステムのリース料だというふうに理解をしておりますけれども、システムの保守委託というか、そういった点検に要するような委託料は、このリースの中に含まれているのか。含まれていないとすれば、今回の補正に上がっていないように思いますけれども、それは当初の予算と何か変更はないのか。  
以上です。お願いいたします。

**No.18 ○議長(堀田勝司議員)**

答弁を願います。  
山本総務部長。

**No.19 ○総務部長(山本末富君)**

まず、19 年度の予算編成をするときに、基幹業務の更新を1年延ばしますと 2,000 万円近く経費が節減できるということが判明いたしまして、今回、基幹業務を1年遅らせました。それによって後期高齢者関係等の変更が生じたわけで、その中身がわかったのが3月でありまして、それによって1年遅らせたのを、2回改正するのと比較しますと、1回で改正し

た方が合計で1,700万円ほど安くなるということがわかりまして、今回の補正になりました。

それで、今回の補正の中で、後期高齢者関連は当初19年度予算で2,475万円ほど、それから今回の補正の中で1,520万円ほどでございますので、合計4,000万円ほどが後期高齢者関連となります。

あと、今回の補正の中での予算といたしましては、1,558万円ほどが基幹業務の費用でございます。

以上で終わります。

#### No.20 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

#### No.21 ○企画部長(宮田恒治君)

今回のシステムの総事業費はという質問でありましたが、総事業費についてはあくまでも概算ですが、約2,900万円ほどかかるだろうと思います。

それから、契約の内容はというご質問については、これまで旧システムの基幹業務は、これで10年を経過したシステムを今使っておりますので、このシステムの新しいバージョンアップを図るという内容であります。

それから、各課との連携はどうするかということですがけれども、基幹業務でありますので、特に住基情報、税情報、そういった特に各課にまたがっていきますので、こういったシステムの変更については、各課と打ち合わせをしながら、これからも進めていきます。

それから、システムのリース料の中に保守料を含めているかということですがけれども、今回のリース料の中には保守料も含めた中で考えております。

以上で終わります。

#### No.22 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

#### No.23 ○6番(山盛左千江議員)

契約についてですけれども、後期高齢者ではなくて、基幹事務システムの当初の予算額は幾らで、今年度システムのバージョンアップをされるための予算が幾らで、差し引き1,550万円ということなんですか。当初と今回のバージョンアップのリース金額を、それぞれもう一度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、リースの期間については、たしか答弁がなかったように思いますけれども、その点をお願いします。

それから、各課との連携なんですけれども、私は今後のことをお伺いしたつもりではなくて、この積算をされるまで、各課と情報推進係がどのように情報をやりとりしながら、この金額になったのかということをお伺いしたかったので、その点についての説明をもう一度お願いいたします。

それから、補正予算書を見ますと、9ページですけれども、一番上のところがOA機器借上料、その下の欄のところは、例えば電算事務機器使用料。ページをめくりますと、電算機器等使用料、それから下には機器等借上料というふうに、今の内容をお伺いしますと、システムのバージョンアップのためのリースだというふうにお伺いしたんですけれども、説明欄に書かれている事業の名前に大変ばらつきがありますが、これはどういうことなのでしょうか。その点についても説明をお願いいたします。

#### No.24 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

#### No.25 ○総務部長(山本末富君)

順番が逆になるかもわかりませんが、使用料、借上料と今の歳出名があらわしているのが、なかなかおわかりにくいという点でございますが、これは各課の方が予算要求をしてくる時に、そういった名称を上げておまして、今回の改正でうちもよくわかりましたので、20年度の当初予算からは電算関係は極力わかりやすく、機械を借り上げるのか、システムを借り上げるのか、あるいは保守なのか、使用料なのか、その辺を精査いたしまして、各項目ごとになるべくわかりやすく、そういったことを心がけて、20年度予算から反映させていきたいというふうに考えております。

終わります。

#### No.26 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

#### No.27 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、また先の答えと重複するかもしれませんが、旧基幹システムのリース料は約850万円です。

それから、今回のバージョンアップを図るための補正額は、先ほど総務部長が申し上げました約1,500万円になっていきます。そして、この1,500万円が、先ほど言いましたように基幹業務は各課に分かれてシステムを持っておりますので、この1,500万円を各課に分散した予算が、今回の補正額となっております。

それから、リースの期間はということですが、約5年、60カ月を予定しております。

一つ、お答えを忘れておりました。各課との連携につきましては、先ほど言いました基幹業務の関係が、全部各課に分かれておりますので、関係する課を集めまして、その中で打ち合わせをし、それから今回の予算は、各課ごとに予算を振り分けて計上させていただきました。

以上です。

**No.28 ○議長(堀田勝司議員)**

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

**No.29 ○13番(前山美恵子議員)**

5ページの地方特例交付金について、減税補てん債の分ということでご説明をいただいているんですが、定率減税が廃止になって、減税補てん債がなくなりました。ですが、99年から恒久減税というか、最高税率の引き下げによる減税がまだ続いているわけですが、定率減税とその恒久減税が続いて、いつも財源不足で大体1億3,000万円から1億5,000万円ぐらい、毎年上げていたわけです。

今回からは補てん債はやらなくてもよくなったということで、これは補てん債の分は国からくると思うんですけれども、まず特例交付金と特別交付金に変わったという理由はどういう理由なのか。私も特別交付金と特例交付金の違いがわからないものですから、ちょっと教えてほしいということと、それから6,000万円、これは恒久減税でこれからまだ発生する分を国が保障するという意味なのかということ、それから前年までは減税補てん債の分が毎年1億数千万円上がっていて、それに対して国がきちりと保障するというふうの約束があったわけですが、この6,000万円というのはその保障の分なのか。それとも、これから新たにずっと発生するための保障の分なのか、ちょっと教えていただきたい。

**No.30 ○議長(堀田勝司議員)**

答弁を願います。

山本総務部長。

**No.31 ○総務部長(山本末富君)**

まず、国の方で1月31日に地方自治法施行規則の一部を改正する省令が公布されまして、地方特例交付金の中で特別交付金という新しい項が設置されました。それによって市も歳入の方を合わせるものでございます。

中身の方でございますが、減税補てん債は確かになくなりました。それで今回は、減税補てんに対応する分というふうに聞いておりますけれども、19年度から向こう3カ年の限定で、国の方が特別交付金を地方に交付するということを受けまして設置したものでござい

ます。

以上で終わります。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.33 ○13番(前山美恵子議員)

そうしますと、これの減税補てん分は、これからまだ恒久減税が続けば、当然毎年のように減税補てん分を本市に入れていただかないと、財源不足が生じるのですけれども、これは3年間限定というようなことは、私の資料にもあるのですが、その後、どう保障してくれるのかというのは、国はどう言っているのでしょうか。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.35 ○総務部長(山本末富君)

国の方ですが、今回の特別交付金は3年間ということは、文書で来ておりますが、それ以外の今後の分については、まだ情報が届いておりませんので、届き次第、またお伝えしたいと思います。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.37 ○6番(山盛左千江議員)

先ほどの質問で、総事業費をお伺いしたんですけれども、1年間ではなくて、5年間リースだということですが、5年間の総事業費をもう一度ご答弁をいただきたいと思いません。

それから、基幹事務のシステムが変わると、個別の端末への影響はどのようになってくるのか。今回の予算の中にそういったものが含まれているのかいないのか。今後そういったものが必要になってくるのかどうかということも含めて、ご答弁をお願いいたします。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。  
宮田企画部長。

**No.39 ○企画部長(宮田恒治君)**

5年間の総リース料ということですが、約1億3,000万円ほどかかっていくものと思われ  
ます。

それから、変えることによって個別の端末のパソコンはどうなるかというご質問ですが、  
今回システムの改正に当たりまして、これまで専用の端末も一緒にリースしておりましたけ  
れども、こういったところの経費の削減を見直していくという形で、端末用のパソコンについ  
ては、市が調達をしていきます。それで、少しでも電算関係の経費を落としていこうという  
考えを持っております。

以上です。

**No.40 ○議長(堀田勝司議員)**

ほかにございませんか。  
前山美恵子議員。

**No.41 ○13番(前山美恵子議員)**

先ほどの続きですが、6,000万円という額が妥当な数字なのかということが1つと、来年  
度は国の予算が半分になるようなことはないでしょうか。

資料にはちょっとそのような雰囲気を書いてあるものですから、お聞かせください。

**No.42 ○議長(堀田勝司議員)**

答弁を願います。  
山本総務部長。

**No.43 ○総務部長(山本末富君)**

6,000万円は、はっきりした根拠はございませんけれども、1億円の中で残った方が児童  
手当の分に該当する分。そういったことで、うちの方の児童手当の前年との割合ですね。  
18年度にもりましたその割合で、概算的に4対6というふうに割りました。

それから、向こう3年間ですが、たしか国の方から年間、2,000億円ずつ均等的に3年間  
配分するという通知は出ておりますので、3年間は保障されているというふうに理解して  
おります。

以上で終わります。

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 39 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 40 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 40 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 41 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 41 号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案9件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管の各委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま、各委員会に付託されました議案審議のため、明6月 14 日から6月 21 日までの8日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明6月 14 日から6月 21 日までの8日間を休会とすることに決しました。

6月 22 日午前 10 時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時24分散会

---

copyright(c) Toyoake City.